

令和 5 年度
鳥獣被害防止総合対策交付金
鳥獣被害防止対策促進支援事業のうち
鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業
公募要領

令和 6 年 1 月
農林水産省農村振興局
農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

※本公募は、令和5年度補正予算に基づいて行うものである。

鳥獣被害防止総合対策交付金鳥獣被害防止対策促進支援事業のうち
鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業公募要領

第1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の経営意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせています。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第10条の2第2項では、国は、捕獲等鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実、鳥獣の食品としての利用等その有効利用の促進を図るため、需要の開拓の取組等に対する支援等の措置を講ずるものとされています。

このため、鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業は、大阪・関西万博等大規模イベント等の場において国内外を含めた来場者を対象に、鳥獣被害対策や野生鳥獣肉（ジビエ）利活用に対する更なる理解醸成及びジビエ等の利用拡大を図るため、ジビエに関する歴史や文化、魅力等を伝えるための展示物の制作を実施するものです。

第2 応募対象事業

鳥獣被害対策及びジビエに関する展示物の制作等

大阪・関西万博等大規模イベント等の場において鳥獣被害対策やジビエ利活用に対する更なる理解醸成及びジビエ等の利用拡大のため、ジビエに関する歴史や文化、魅力を伝えるための多言語対応の動画コンテンツ等展示物の制作を実施するものとします。展示物においては、ジビエが一つの食文化として自然と多くの方が食材として選択するような状況に少しずつシフトチェンジさせるような利用可能性を、心が躍るような体験を通し伝えるためのコンテンツとすることとします。

（1） 動画コンテンツの制作

- ア ターゲットは大規模イベント等の来場者としします。特に、普及効果が高く、消費行動への遷移が期待できる10～50代やその家族、海外からの来場者等とししますが、動画によってターゲットの変更、絞り込み等を行うことができることとします。
- イ 動画は、以下の内容をふまえて作成するものとします。
 - （ア） 旧石器時代にさかのぼり、縄文時代、鎌倉時代と日本の食文化として狩猟やジビエが根付いており、ジビエが人々の暮らしと強いつながりがあるものであり、食文化や鳥獣被害対策の課題、現代の安全・安心なジビエを目指した取組に至る流れを過去から現代につながるストーリーとし、年齢層の幅広い来場者の興味・関心を惹き付ける内容

(イ) 国産ジビエの安全・安心という強みを海外の来場者へも伝えるため、ツーリズムの一環として地域のおいしいものを食べていただく機会として、農泊等と併せて PR できる内容

(ウ) 新たなジビエの消費者獲得を目指して、視聴後にジビエを食べたくなるような内容

ウ 動画は2本以上で時間は15～30秒程度及び10分程度を想定していますが、この限りではありません。より効果的な取組となるよう検討し、実施することとします。

エ 撮影機材や音響・特殊効果、画質等は大規模イベント等での最新のトレンドを踏まえて準備するとともに撮影に伴う場所の許認可や出演者の調整等を行うものとします。

(2) 体験型コンテンツの制作

ア ターゲットは大規模イベント等の来場者とします。普及効果が高く、消費行動への遷移が期待できる10～50代やその家族、海外からの来場者等としますが、制作物によってターゲットの変更、絞り込み等を行うことができることとします。

イ デジタル技術を活用し、捕獲された鳥獣が山からジビエとして食肉処理施設、消費者へ届くまでの一連の流れが分かるようデジタルジオラマ等を制作します。江戸時代の猪垣など古くからの鳥獣被害対策や現在の野生鳥獣の生息環境、被害を受けた農地等も表現し、過去から現在、地域性等をふまえ、狩猟文化や鳥獣被害対策・食肉処理施設等の情報が一元的にタッチパネルで触れながら学び、体感できるデジタルコンテンツとすることとします。

また、ジビエの産地や関西圏等の飲食店と連携し、当該コンテンツを通しジビエの喫食機会が増えるような工夫も検討することとします。

なお、イベント会場にて多くの来場者が同時に参加・視聴できる効果的な展示方法についても検討することとします。

ウ 撮影機材や音響・特殊効果、画質等は大規模イベント等での最新のトレンドを踏まえて準備するとともに撮影に伴う場所の許認可や出演者の調整等を行うものとします。

(3) イベント、展示会等を想定したブースの開発・提案

ア ターゲットは大規模イベント等の来場者とします。普及効果が高く、消費行動への遷移が期待できる10～50代やその家族を想定していますが、展示内容に応じ、ターゲットの変更、絞り込み等を行うことができることとします。

イ 1の(1)～(2)を含めた展示を想定した大阪・関西万博等大規模イベントでのブースの活用方法の検討(掲示物の作成(電子データ含む))を実施することとします。

ウ 展示ブースのサイズは、約30㎡程度を想定し、開発することとします。

(4) その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討の上、実施することができるものとします。

また、担当部署は事業実施主体と協議・調整の上、必要に応じて、その他事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとします。

(5) 報告書等

(1)～(4)の取組成果を取りまとめた報告書を、記録写真や PR 資材データ等と併せて、電子媒体（光学メディア）で提出することとします。

提出する電子媒体はウィルスチェックを行い、ウィルスチェック内容（ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出することとします。

(6) 留意事項

- ア 事業実施に当たっては、令和7年に想定されている 2025 年日本国博覧会での展示も想定し、「ユニバーサルサービスガイドライン（2023 年 7 月版（2025 年日本国際博覧会協会）」、「多言語対応ガイドライン（2023 年 7 月版（2025 年日本国際博覧会協会）」、その他今後発表される予定のガイドラインに留意することとします。
- イ 展示物の規格、多言語対応、内容、撮影場所、演出方法等、(1)～(4)を具体的に実施するにあたっては、農林水産省内の担当部署と協議・調整の上、取り組むこととします。
- ウ 事業実施に当たっては、ジビエに関して総合的な知見を有する有識者・団体等の意見を聴取して制作することとします。

第3 応募者の資格

鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業の応募者は、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人又は協議会（民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする）とします。

第4 交付金の交付限度額、補助率

交付金の交付限度額は次に掲げるとおりとし、補助率は定額とします。

なお、申請のあった金額については、交付対象経費等の精査により調整・減額することもあるほか、事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となります。

交付対象となる交付金の額は、40,000 千円以内とします。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとします。

第6 交付対象経費の範囲等

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、以下の（１）から（８）までのとおりです。

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、交付対象となる交付金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果、決定されることとなります。

また、必要経費については、円単位で積算した後に千円未満を切捨て、円単位で計上することとします。

なお、事業実施上不要又は過度と認められる経費は、交付対象外とします。

（１）設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費です。

なお、取得単価が50万円以上の設備、備品については、事業実施計画の承認申請の際に2社以上の見積書（当該設備、備品を販売する者が1社しか存在しない場合を除きます。）、カタログ等を提出していただきます。

（２）消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

（３）旅費

「旅費」とは、事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費です。

（４）謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費です。

謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定する必要があり、その謝金の単価の設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

なお、事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金は支払うことはできません。

（５）賃金

「賃金」とは、事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費です。

賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対

象とします。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできません。

賃金の単価は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとします。なお、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

（６）役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費です。

（７）委託費

「委託費」とは、本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費です。

委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できます。

ただし、委託費は、交付金の額の50%を超えることはできません。また、事業の根幹を成す業務を委託することはできません。

（８）その他

「その他」とは、事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除きます。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費です。

第7 事業実施主体及び事業計画の審査

第12により提出された応募申請書類について、次に掲げる方法及び手順により審査します。

1 審査の方法及び手順

（１）書類確認

応募の要件（応募者の資格、交付申請金額、事業期間、重複申請の制限等）について、担当部署において、要件を満たしていることを確認します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

（２）書類審査

2に定める審査委員会において、審査を行います。

（３）ヒアリング審査

審査委員会において書類審査を行い、必要に応じて申請者（代理も可能とします。）に対するヒアリング審査を実施します。

なお、ヒアリング審査を実施する場合、出席しなかった応募者は申請辞退とみなします。

(4) 最終審査

書類審査及びヒアリング審査の評価結果を踏まえ、交付金交付候補者を選定します。

(5) 交付金交付候補者の決定

審査委員会による審査結果は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」といいます。）に提出され、農村振興局長は、交付金交付候補者を最終決定します。

2 審査委員会

農林水産省農村振興局に設置する鳥獣被害防止総合対策交付金審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）は、外部有識者を含む審査委員（以下「委員」といいます。）により、審査を行います。

また、委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後であっても第三者に漏洩しないこと、当該情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持義務を遵守することとしています。

なお、審査の経過は通知しません。提出された事業実施計画の書類等の資料は、応募者に一切返還しません。

3 審査の観点

審査委員会における審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

(1) 実施内容

- ・ 事業実施計画において、第2に示す事業内容が記載されているか。
- ・ 本事業の趣旨を十分に理解・把握した提案を行っているか。また、偏った内容の計画となっていないか。
- ・ 事業内容及び手法が明確であり、効果を高める工夫が見られるか。

(2) 実施計画

- ・ 本事業の実施計画及び実施体制が具体的に示されているか。
- ・ 本事業の実施方法及びスケジュールに無理がなく、実現性があるか。
- ・ 事業内容に照らして、資金計画（積算内訳）が妥当なものであるか。

(3) 応募者

- ・ 応募者は、高い実績を有しているか。
- ・ 応募者は、事業実施上、適正な会計手続を行い得る体制を有しているか。
- ・ 応募者は、本事業を実施する能力・体制を有しているか。

なお、応募申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった応募団体の場合は、この旨を審査に反映します。

また、審査の方法や手順、観点については、変更される場合があります。

4 審査結果の通知等

審査の結果については、交付金交付候補者が最終決定し次第、速やかに応募者に

対してその旨通知します。

最終決定された交付金交付候補者については、その名称及び事業名を農林水産省のホームページ等で公表します。

第8 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

第7の4により交付金交付候補者の最終決定の通知を受けた応募者は、速やかに交付金の交付に必要な手続を行うこととなります。

- 1 第7の審査において、修正等を行う必要があるとされた事業実施計画については、交付申請の前に、修正等を行った事業実施計画の提出をしていただきます。
- 2 提出された事業実施計画を確認した結果、適当であると認められたものについては、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」といいます。）に基づき交付申請書を提出していただきます。提出された交付申請書を審査した結果、適当であると認められた場合には、交付決定の通知をします。
- 3 なお、事業実施計画書及び交付申請書の内容については、審査の過程で修正していただくことがあります。

第9 事業の開始時期等と交付金の支払い

本事業の開始時期は、原則、交付決定の日からとし、事業完了後、交付等要綱に基づき実績報告書に必要な書類を添付し、事業完了の日から1か月を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までに提出していただきます。その後、提出された実績報告書等について審査し、実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知書を送付するとともに交付金を支払います。

第10 重複申請等の制限

応募者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、又は交付金交付候補者の最終決定若しくは交付金の交付決定が取り消されます。

- 1 同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合
なお、国の他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えありません。
- 2 不適正経理に伴う応募資格の停止の場合
競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加は認められません。

第11 事業実施主体の責務等

第8の2により交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の事項について遵守することとします。

- 1 事業の実施

事業実施主体は、関係法令、交付等要綱等を遵守し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めなければなりません。

2 交付金の経理

交付を受けた交付金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されます。
- (2) 事業実施主体は、本事業の一部を委託した際の委託費も含めて、交付金全体の適切な経理を行わなければなりません。
- (3) 事業実施主体は、交付金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

3 調査

事業実施期間中、担当部署は、本事業の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含みます。）を行います。

事業実施主体は、交付等要綱に基づき事業年度途中における本事業の進捗状況及び交付を受けた交付金の使用状況を農林水産大臣に報告しなければなりません。

4 評価

事業実施主体は、本事業終了後に、事業成果の波及効果や活用状況等に関する評価を行わなければなりません。

5 取得財産の管理

本事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関して、次のような制限があります。

- (1) 本事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的な利用を図らなければなりません。
- (2) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価額等が 50 万円以上の財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。なお、農林水産大臣から承認を受けた財産の処分によって得た収入については、交付を受けた交付金の額を限度として、その全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

6 成果物の帰属等

この事業により得られた成果物の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベースに係る著作権等）は、発明者個人に帰属します。なお、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとし、その他第三者に対しては、担当部署と事前協議の上、無償使用を許可するも

のとします。また、本事業で生じた成果物を農林水産省が使用する場合、知的財産権者の許可を要しないものとし、農林水産省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該著作権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を農林水産省に許諾することとします。

ただし、この事業により得られた特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。なお、農林水産省は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。

また、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間に於いて、この事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農村振興局長に報告しなければなりません。

なお、この事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができます。

7 収益状況の報告及び収益の納付

事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間は、毎年度、本事業の成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益が生じた場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。

また、事業実施期間終了後5年間に於いて、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8 事業成果等の報告及び発表

本事業の成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、事業終了後に、必要な報告を行わなければなりません。なお、農林水産省は報告のあった本事業の成果を公表できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記するとともに、公表した資料を農林水産省に提出しなければなりません。

9 その他

(1) 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

ア 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかから調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。)は、利益等排除の対象となります。

(ア) 事業実施主体自身

(イ) 100%同一の資本に属するグループ企業

(ウ) 事業実施主体の関係会社

イ 利益等排除の方向

(ア) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とします。

(イ) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(ウ) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行います。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料を提出するものとします。

(2) その他国の法令等により義務が課せられることがあります。

第 12 応募方法等

1 応募申請書類

3 の公募説明会における事業内容、書類作成方法の説明を踏まえ、応募申請書類チェックシートに掲げる書類を作成し、必要部数を以下の応募期間内に提出してください。

なお、第7の審査は提出書類に基づいて行い、チェックシート記載の申請書類以外の資料は審査委員会では使用できません。

2 応募方法

応募期間及び提出先（問合せ先）等は以下のとおりです。

(1) 応募期間

令和6年1月29日（月曜日）～令和6年2月26日（月曜日）17時（必着）

(2) 提出先

ア 電子メールで提出する場合

gibier-soudan@maff.go.jp

イ 紙媒体で提出する場合

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

(3) 問合せ先

問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除きます。）の午前9時30分～午後4時30分（正午から午後1時までを除きます。）とします。

（４）申請書類の提出に当たっての留意事項等

ア 電子メールで提出する場合

提出いただくファイルは PDF 形式です。メールの件名を「令和５年度鳥獣被害対策・ジビエ情報発信に係る申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載の上、送付してください。また、メール送付後は速やかにメール到着の有無を提出先に電話で確認してください。なお、添付するファイルは圧縮せずに、１メール当たり７MB 以下とするとともに、複数のメールとなる場合は、件名の「応募者名」を「応募者名・その○／△（○は連番、△は送付するメール数）」としてください。

ただし、申請者側のメールシステム上の不具合等による遅延提出は認められません。時間に余裕を持って提出してください。

イ 郵送又は宅配便で提出する場合

必要部数は応募申請書類チェックシートのとおりです。応募書類は必要部数を１つの封筒に入れ、“鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業申請書在中”と応募する事業名を表に朱書きをして提出してください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。そのほか、宅配便（バイク便を含む。）やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX による提出は受け付けません。

３ 公募説明会

本事業にかかる公募及び応募申請に係る説明会を行います。（オンライン）

令和６年２月８日（木曜日）13時30分～14時

日程の調整等を行いますので、説明を希望する場合は、上記問い合わせ先まで御連絡ください。

第 13 審査スケジュール

審査委員会：令和６年３月中旬予定

交付金交付候補者の最終決定等の連絡：令和６年３月下旬予定